

## 九都県市首脳会議「学校体育館の空調設備の整備について」 に係る要望活動の実施について

令和2年5月19日(火)に書面で開催された第77回九都県市首脳会議における合意に基づき、さいたま市が、九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)を代表して、学校体育館の空調設備の整備について、国に対して要望活動を実施しましたので、お知らせします。

- 1 実施日 令和2年7月8日(水)
- 2 要望先 文部科学省  
総務省
- 3 要望内容 別添要望書のとおり

詳細については、さいたま市にお問い合わせください。

### 【さいたま市問合せ先】

さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部 小澤、川原  
電話 048-829-1064

問合せ先 広域行政課  
電話：042-769-8248

## 学校体育館の空調設備の整備について

近年、地球温暖化や都市部におけるヒートアイランド現象等による気候変動により、人々の生活は様々な影響を受けている。特に夏季においては、健康に影響を及ぼすほどの猛暑となっており、各地で熱中症が多発する中、学校施設においても、体育の授業、学校行事、部活動等において熱中症事故が発生している。こうした中、各自治体は、児童生徒の安全を確保するために、学校施設の空調設備の整備に取り組んできたところであるが、学校体育館の空調設備の整備については未だ途上である。

学校体育館は、児童生徒の学習・生活の重要な場である一方で、災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も担うことから、教室と同様に空調設備を整備することは急務である。

しかしながら、学校体育館の空調設備の設置には多額の費用が必要であり、多数の学校施設を抱える都市部の自治体にとっては、国による財政支援が必要不可欠であるものの、学校施設環境改善交付金については、十分な予算が確保されない現状があるほか、補助対象とならない施設や整備手法があるなど、十分に活用ができない制度的な課題もある。また、当該整備に活用可能な緊急防災・減災事業債については、事業期間が令和2年度までとなっており、令和3年度以降の整備に活用できない状況がある。

については、計画的かつ早期に学校体育館の空調設備の整備が実現できるように、次の事項を要望する。

- 1 学校施設環境改善交付金について、十分かつ安定的な予算を確保すること。また、高等学校の整備を交付対象とするとともに、財政負担を平準化することが可能なPFI方式やリース方式も活用可能な制度とすること。
- 2 緊急防災・減災事業債について、令和2年度までの事業期間を延長すること。また、延長後の事業期間については、多数の学校施設を抱える都市部の自治体が複数年度にわたり計画的に進めていくことを考慮した期間とすること。

令和2年7月8日

文部科学大臣 萩生田 光一 様  
総務大臣 高市 早苗 様

九都県市首脳会議

座長 川崎市長

埼玉県知事

千葉県知事

東京都知事

神奈川県知事

横浜市長

千葉市長

さいたま市長

相模原市長

福田紀彦

大野元裕

森田健作

小池百合子

黒岩祐治

林文子

熊谷俊人

清水勇人

本村賢太郎